千葉県経営体育成支援事業実施要領

策 定 平成25年 4月15日担い手第350号 一部改正 平成26年 4月15日担い手第296号 一部改正 平成26年 7月15日担い手第492号 一部改正 平成27年 5月 1日担い手第281号 一部改正 平成28年 6月 6日担い手第271号 一部改正 平成29年12月 1日担い手第982号 一部改正 平成30年 8月 6日担い手第383号 一部改正 令和 元年 6月20日担い手第383号 一部改正 令和 2年 4月22日担い手第168号 一部改正 令和 3年 4月30日担い手第168号 一部改正 令和 4年 4月22日担い手第174号 最終改正 令和 5年 6月 1日担い手第364号

第1 趣旨

農業従事者の減少と高齢化が進む中にあって、本県農業の持続的発展を図りつつ、食料の安定供給を図るためには、農業における新たな付加価値の創出に向けた環境の整備を通じ、地域において目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿等を策定し、これを踏まえた地域農業の担い手の確保・育成を図ることが最重要課題となっている。

このような課題に対処するため、地域農業の担い手が経営改善に取り組む場合、必要な農業用機械・施設(以下「機械等」という。)の導入等を支援することとし、その実施に当たっては、農地利用効率化等支援交付金実施要綱(令和4年3月30日付け3経営第3156号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。)、その他関連通知に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 目標

本事業は、第1の趣旨を踏まえ、地域において目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿等に基づき、地域農業の担い手が経営改善に関する目標を定めてこの目標の達成に取り組む地域等を支援することにより、地域農業の担い手の確保・育成を図るものとする。

第3 事業内容

本事業は、次に掲げる事業により構成し、事業内容、事業実施主体、承認基準及び補助率は、別表1に掲げる内容とし、実施手続その他本事業の実施に関し必要な事項については、別記1から別記2までに定めるものとする。

ただし、過去に例のないような甚大な気象災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、農林水産省経営局長(以下「経営局長」という。)及び知事が特に必要と認める場合にあっては、別表1に定めるもののほか、緊急に事業を実施することができるものとする。

- 1 融資主体支援タイプ(先進的農業経営確立支援タイプを含む。以下同じ。)
- 2 被災農業者支援タイプ
- 3 附带事務費

第4 指導推進等

1 知事は、本事業の効果的かつ適正な実施を図るため、市町村及び農業団体等の関係機関との密接な連携による指導推進体制の整備を図り、本事業の実施についての推進指導に当たるとともに、融資機関及び農業信用基金協会(以下「基金協会」という。) との連携により、本事業の円滑な実施を図るものとする。

また、事業実施主体が取組を行う事業実施地区が、県域や市町村域を超える場合等においては、関係する地方公共団体と連携・協力し、適正な事業執行を図るものとする。

2 事業実施主体は、本事業の効果的かつ適正な実施を図るため、農業団体等関係機関 との密接な連携・協力による指導推進体制の整備に努めるものとする。

また、事業実施地区が複数の市町村にまたがる場合には、関係する地方公共団体と連携・協力し、適正な事業執行を図るものとする。

第5 関連施策との連携

事業実施主体は、本事業以外の、地域計画(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。)第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。)のうち目標地図(基盤強化法第19条第3項の地図をいう。以下同じ。)に位置付けられた者(認定農業者(基盤強化法第13条第1項の規定に基づき農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。以下同じ。)、認定就農者(同法第14条の5第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。)、集落営農組織(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。以下同じ。)、市町村基本構想(基盤強化法第6条第1項に規定する基本構想をいう。以下同じ。)に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいう。)等の確保・育成及び農地の集積・集約化等に関する各種施策の積極的な活用に努めるものとする。

第6 効率的かつ適正な執行の確保

- 1 知事は、各種説明会等を通じ、事業実施主体及び助成対象者に対し、本事業の趣旨 及び履行すべき内容等について十分な周知を図るものとする。
- 2 知事は、事業実施主体に対し、本事業の実施に関し、補助金等に係る予算の執行の 適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。)その 他の法令及びこの要領の執行のため、必要な限度において、報告若しくは資料の提出を 求め、又は本事業の適正な推進を図るために必要な指導及び助言を行うものとする。
- 3 知事は、本事業の実施に関し、監督上必要があるときは、その対象事業を検査すると ともに、その結果違反の事実があると認めるときは、事業実施主体に対し、その違反を 是正するため、必要な限度において、取るべき措置を講ずるよう指導することができる。
- 4 事業実施主体及び助成対象者は、知事が行う調査、報告又は資料の提出に協力するものとする。
- 5 事業実施主体は、本事業の実施に係る関係書類等の電子メールによる提出を認めること、既に提出されている資料と重複する資料や申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な資料については提出を求めないことなど、助成対象者の事務負担の軽減に努めるものとする。

第7 書類の経由

この要領の規定により知事に提出する書類は、所管の農業事務所の長を経由し、提出するものとする。

第8 その他

本事業の実施につき必要な事項については、この要領に定めるもののほか、知事が別に定めるところによるものとする。

附則

- 1 この要領は、平成25年4月15日から施行する。
- 2 地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における追加的信用供与事業(地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業実施要綱(平成19年3月30日付け18経営第7724号農林水産事務次官依命通知)第3の2の(2)に掲げる事業をいう。以下同じ。)、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における追加的信用供与事業(地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業実施要綱(平成21年1月27日付け20経営第5783号農林水産事務次官依命通知)第3の1の(1)のイに掲げる事業をいう。以下同じ。)及び経営体育成交付金における追加的信用供与補助事業(経営体育成交付金実施要綱(平成22年4月1日付け21経営第6890号農林水産事務次官依命通知)第3の2の(1)のウ及び(2)のイに掲げる事業をいう。以下同じ。)により基金協会に交付した助成金の精算が終了していない場合は、第3の1の(2)の経費に充てることができるものとし、この場合における精算等の取扱いについては、本事業の規定を適用するものとする。
- 3 この通知による改正前のこの要綱により支援計画の承認を受けている事業へのこの要 綱の適用については、なお従前の例によるものとする。

附則

この要領は、平成26年4月15日から施行するものとする。

附則

この要領は、平成26年7月15日から施行するものとする。

附則

- 1 この要領は、平成27年5月1日から施行し、平成27年度事業から適用するものとする。
- 2 この通知の改正前までに実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

ただし、融資主体補助型経営体育成支援事業に係る目標年度以降の事業評価手続については、別記1の第3の規定を準用することができるものとする。

この場合、平成26年度以前に目標年度を経過している事業については、平成27年度中に同第3の2の報告を行うものとする。

なお、県を経由しない事業の場合は、都道府県知事の規定を地方農政局長に読み替えるものとする(3において同じ。)。

3 地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における事業評価(地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業実施要綱第4に掲げる事業の評価をいう。)、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における事業評価(地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業実施要綱第4に掲げる事業の評価をいう。)及び経営体育成交付金における事業評価(経営体育成交付金実施要綱第5に掲げる事業の評価をいう。)に係る目標年度以降の事業評価手続については、別記1の第3の規定を準用することができるものとする。

この場合、平成26年度以前に目標年度を経過しているため、平成27年度中に同第3の2の報告を行うものとする。また、当該事業の目標年度の翌々年度が平成26年度以前に経過している場合には、平成27年度を当該事業の目標年度の翌々年度とみなすものとする。

4 地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における追加的信用供与事業(地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業実施要綱(平成19年3月30日付け18経営第7724号農林水産事務次官依命通知)第3の2の(2)に掲げる事業をいう。以下同じ。)、地域

雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における追加的信用供与事業(地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業実施要綱(平成21年1月27日付け20経営第5783号農林水産事務次官依命通知)第3の1の(1)のイに掲げる事業をいう。以下同じ。)及び経営体育成交付金における追加的信用供与補助事業(経営体育成交付金実施要綱(平成22年4月1日付け21経営第6890号農林水産事務次官依命通知)第3の2の(1)のウ及び(2)のイに掲げる事業をいう。以下同じ。)により基金協会に交付した助成金の精算が終了していない場合は、第3の1の(2)及び2の(2)の経費に充てることができるものとし、この場合における精算等の取扱いについては、本事業の規定を適用するものとする。

附則

- 1 この要領は、平成28年6月6日から施行し、平成28年度事業から適用するものとする。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、なお従前の例によるものとする。
- 3 この通知の施行の日前に、地域農業経営再開復興支援事業実施要綱(平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知)第2の1に基づき作成された経営再開マスタープランについては、人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱(平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。)第2の1に定める人・農地プランとみなす。
- 4 地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における追加的信用供与事業(地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業実施要綱(平成19年3月30日付け18経営第7724号農林水産事務次官依命通知)第3の2の(2)に掲げる事業をいう。以下同じ。)、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における追加的信用供与事業(地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業実施要綱(平成21年1月27日付け20経営第5783号農林水産事務次官依命通知)第3の1の(1)のイに掲げる事業をいう。以下同じ。)、経営体育成交付金における追加的信用供与補助事業(経営体育成交付金実施要綱(平成22年4月1日付け21経営第6890号農林水産事務次官依命通知)第3の2の(1)のウ及び(2)のイに掲げる事業をいう。以下同じ。)及び担い手確保・経営強化支援事業における追加的信用供与補助事業(担い手確保・経営強化支援事業における追加的信用供与補助事業(担い手確保・経営強化支援事業実施要綱(平成28年1月20日付け27経営第2612号農林水産事務次官依命通知)第3の2に掲げる事業をいう。以下同じ。)により基金協会に交付した助成金の精算が終了していない場合は、第3の1の(2)及び2の(2)の経費に充てることができるものとし、この場合における精算等の取扱いについては、本事業の規定を適用するものとする。

附則

- 1 この要領は、平成 29 年 12 月 1 日から施行し、平成 29 年度事業から適用するものとする。
- 2 平成 28 年度までの予算により実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

ただし、別記1の融資主体補助型経営体育成支援事業における成果目標の達成状況の報告及び事業評価に係る事業実施主体から知事への報告については、助成対象者から成果目標等の達成状況の報告を受け、当該成果目標に係る実績を客観的な資料により確認した上で、改正後の経営体育成支援事業目標達成状況報告書(1-10号)により行うものとする。

附則

1 この要領は、平成30年8月6日から施行し、平成30年度事業から適用するものとす

る。

2 この通知の改正前までに実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

ただし、融資主体補助型経営体育成支援事業において、目標年度における成果目標等が達成された年度(目標年度前に限る。)の翌年度以降の事業実施主体から知事への成果目標等の達成状況の報告については、別記1の第2の1のただし書及び第3の1のただし書の規定を準用することができるものとする。

融資主体補助型経営体育成支援事業における成果目標等の達成状況に係る事業実施主体から知事への報告について、当該成果目標に係る実績が天災その他の外的要因により大幅に変動したと認められる場合は、当該実績を補正した上で報告することができるものとする。この場合、改正後の経営体育成支援事業目標達成状況報告書(国実施要綱別紙様式第1-4号)に準じて、実績を補正したものは、実績値を太字・斜体で記載の上、補正の要因及び補正の内容(実績値の補正過程)を報告するものとする。

平成28年度以前に目標年度を経過している融資主体補助型経営体育成支援事業に係る目標年度以降の事業評価手続については、別記1の第3の規定を準用することができるものとする。

この場合、当該規定を準用する年度に別記1の第3の2の報告を行うものとする。また、当該規定を準用する年度に当該事業の目標年度の翌々年度を経過していない場合には、当該規定を準用する年度の翌年度を当該事業の目標年度の翌々年度とみなすものとする。さらに、当該規定を準用する年度に当該事業の目標年度の翌々年度を経過している場合には、当該規定を準用する年度を当該事業の目標年度の翌々年度とみなすものとする。

平成28年度以前に実施している被災農業者向け経営体育成支援事業における成果目標等の達成状況に係る報告については、別記2の第2の規定を準用するものとする。

3 経営体育成交付金における事業評価(経営体育成交付金実施要綱第5に掲げる事業の評価をいう。)に係る目標年度以降の事業評価手続については、別記1の第3の規定を 準用することができるものとする。

この場合、当該規定を準用する年度に別記1の第3の2の報告を行うものとする。また、当該規定を準用する年度を当該事業の目標年度の翌々年度とみなすものとする。

附則

- 1 この要領は、令和元年6月20日から施行し、令和元年度事業から適用するものとする。
- 2 この通知の改正前までに実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

附則

- 1 この要領は、令和2年4月22日から施行し、令和2年度事業から適用するものとする。
- 2 この通知の改正前までに実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

附則

- 1 この要領は、令和3年4月30日から施行し、令和3年度事業から適用するものとする。
- 2 この通知の改正前までに実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

附則

1 この要領は、令和4年4月22日から施行し、令和4年度事業から適用するものとす

る。

2 この通知の改正前までに実施している事業については、別記1の第1の8の(2)及び別記2の第1の7の(2)を除き、なお従前の例によるものとする。

附則

- 1 この要領は、令和5年6月1日から施行し、令和5年度事業から適用するものとする。
- 2 この通知の改正前までに実施した又は実施している事業については、別記1の第2及び別記1の第3を除き、なお従前の例によるものとする。

別表1

別表 1			
事業内容	事業実 施主体	承認基準	補助率
1 融資主体支援タイプ			
(1)融資主体型補助事業			
融資主体支援計画(目標地図等の実現に向けて行われ	市町村	別記1に定める要件を	3/10以内
る具体的な取組内容及びそれに対する成果目標等を定め		満たしていること。	支援計画に位置付けられた助成対象者の
たものをいう。以下、「支援計画」という。) に基づき、			事業内容ごとの助成金の額を合計した額と
目標地図に位置付けられた者(認定農業者、認定就農者			する。
、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を			事業実施主体が助成対象者に交付する
達成している農業者及び市町村が認める者をいい、事業			事業内容ごとの助成金の額は以下のうち
実施年度内に目標地図に位置付けられることが確実			最も低い額を限度とする。
であると事業実施主体が認める者を含む。)等が農業			① 助成対象経費に 3/10 を乗じて得た額
経営の発展・改善を目的として、主として融資機関から			② 助成対象経費のうち融資額
行われる融資(以下「プロジェクト融資」という。)を			③ 助成対象経費から融資額及び市町村の
活用して以下のア及びイに掲げる取組を行う際の当該			助成額を控除して得た額
取組に係る経費からプロジェクト融資及び市町村による			助成対象者ごとの国交付金の上限額は、
助成金の額を除いた自己負担部分について助成を行う			300万円とする。
ものとする。			ただし、目標地図に位置付けられた者(認
なお、この事業においては、農業用機械施設補助の			定農業者、認定就農者、集落営農組織、市町
整理合理化について(昭和57年4月5日付け57予第401号			村基本構想に示す目標所得水準を達成して
農林水産事務次官依命通知。以下「整理合理化通知」			いる農業者及び市町村が認める者をいい、
という。)の基準を適用しないものとする。			事業実施年度内に目標地図に位置付けられ
ア農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始			ることが確実であると事業実施主体が認め
又は改善に必要な機械等の取得、改良、補強又は修繕			る者を含む。)であって、目標年度の経営
イ 農地等の造成、改良又は復旧			面積が次に掲げる基準以上となる場合の
			助成対象者ごとの上限額は、600万円とする。
			ア 水田作等については20ha
			イ 露地作については 5 ha
			ウ 果樹作については3ha

			エ 施設園芸作については1ha
			本 施設園云行については T Ha
			よた、元進的農業程音権立文援タイプの 助成対象者ごとの上限額は、法人1,500万円、
			助成対象有ことの工限領は、伝入1,500万円、 個人1,000万円とする。
			個人1,000万円とする。 別記1の第1の3の(1)のウの(イ)のd
			の(c)に規定する積載車を導入するのに
			必要な経費に対する助成対象者ごとの
			県助成金の上限は300万円とする。
(2) 追加的信用供与補助事業	市町村	別記1に定める要件を	
支援計画に基づき、プロジェクト融資が円滑に行われ		満たしていること。	支援計画に位置付けられたプロジェクト
るよう機関保証の活用を図るため、(1)の事業が実施			融資のうち、保証付きプロジェクト融資の額
されている場合に、プロジェクト融資に係る保証を行う			の合計額に1/15を乗じて得た額に相当する
基金協会に対し、当該プロジェクト融資に係る保証債務			額とする。
の弁済及び求償権の償却に伴う費用への補填に充てる			
ための経費について助成を行うものとする。			
2 被災農業者支援タイプ			
(1)融資等活用型補助事業			
過去に例のないような甚大な気象災害等により、		別記2に定める要件を	
担い手の農業経営の安定化に支障を来す事態が発生し		満たしていること。	被災支援計画に位置付けられた助成対象者
ており、特に緊急に対応する必要があると経営局長が			の助成金の額を合計した額とする。
認める場合に、農産物の生産に必要な機械等について、			事業実施主体が助成対象者に交付する
被災農業者経営支援計画(気象災害等による農業被害を			助成金の額は以下の①及び②により算定
受けた農産物の生産に必要な機械等の修繕等のため、			した額を限度とする。
具体的な取組内容及びその成果目標等を定めたものを			① 助成の対象となる復旧に係る機械等(以
いう。以下「被災支援計画」という。) に基づき、プロ			下「助成対象機械等」という。)が農業用
ジェクト融資、地方公共団体等による助成金及び支払			ハウスなど園芸施設共済の加入 対象施
共済金(以下「プロジェクト融資等」という。)を活用			設である場合の助成金の額は、園芸施設共
して以下のアからエに掲げる取組を行う際の当該取組			済等への加入が災害対策の基本であるこ
に係る経費からプロジェクト融資等の額を除いた自己			とから、助成対象機械等ごとに以下のaか
負担部分について助成を行うものとする。			らcまでのいずれか低い額を限度とする。
		8	
		-	

また、事業の要件その他の事業内容は、別記2に定めるとおりとし、このほか、経営局長及び知事が特に必要と認める場合にあっては、緊急に事業を実施できるものとする。

なお、この事業においては、整理合理化通知の基準を 適用しないものとする。

- ア 農産物の生産に必要な施設の修繕又は気象災害 等による農業被害前の当該施設と同程度の施設の 取得
- イ 農産物の生産に必要な施設を修繕するために 必要な資材の購入
- ウ アと一体的に修繕し、又は取得する附帯施設の 整備
- エ 気象災害等による農業被害前の農産物の生産に 必要な農業用機械(法定耐用年数を経過したもの 及び修繕により利用できるものを除く。)及び附帯 施設(修繕により利用できるものを除く。)と 同程度の農業用機械及び附帯施設の取得
- オ 気象災害等により被害を受けた農業用ハウス、 果樹棚、畜舎等の営農施設(以下「営農施設等」 という。)の補強

- a 助成の対象となる事業に要する経費 (以下「助成対象事業経費」という。) に3/10を乗じて得た額
- b 助成対象機械等が園芸施設共済に加入している場合には、助成対象事業経費に1/2を乗じて得た額から支払共済金に1/2を乗じて得た額を差し引いて得た額、園芸施設共済に加入していない場合には、助成対象事業経費に助成対象施設等の経対対象を支援を表します。 1/2を乗じて得た額から、助成対象事業経費に助成対象施設等の経対等の経対象をでは、助成対象事業経対をでは、助成対象事業経対をでは、助成対象事業経対をの経対のを乗じて得た額から、助成対象を表します。 1/2を乗じて得た額を等し引いて得た額を乗じて得た額を差し引いて得た額を支払の対象を表します。
- c 助成対象事業経費からプロジェクト 融資の額(助成対象機械等が園芸施設 共済に加入している場合にはプロジェ クト融資の額及び支払共済金)及び 市町村の支援措置を控除して得た額
- ② 助成対象機械等が、畜舎や農業用機械など園芸施設共済の加入対象施設以外のものである場合の助成金の額は、当該施設等ごとに以下のa又はbのいずれか低い額を限度とする。
 - a 助成対象事業経費に3/10を乗じて 得た額

(2) 追加的信用供与補助事業 被災支援計画に基づき、プロジェクト融資が円滑に 行われるよう機関保証の活用を図るため、(1)の事業 が実施されている場合に、プロジェクト融資に係る保証 を行う基金協会に対し、当該プロジェクト融資に係る 保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用への補填に 充てるための経費について助成を行うものとする。		別記2に定める要件を 満たしていること。	b 助成対象事業経費からプロジェクト融資の額及び市町村の支援措置を控除した額 ③ 助成対象機械等が営農施設等の補強を行う場合である場合の助成金の額は、当該機械等ごとに以下のa又はbのいずれか低い額を限度とし、助成対象者ごとの上限額は300万円とする。a 助成対象事業経費に3/10を乗じて得た額 b 助成対象事業経費からプロジェクト融資の額及び市町村の支援措置を控除した額 定額 被災支援計画に位置付けられたプロジェクト融資の額の合計額に1/15を乗じて得た額に相当する額を補助するものとする。
3 附帯事務費本事業の実施に関する事務、指導等に要する経費	市町村	別記1又は別記2に定める 要件を満たしていること。 なお、交付の対象となる 附帯事務費の額は、対象と なる事業の総事業費に別表2 に定める附帯事務費の率を 乗じて得た額の範囲内の額と し、補助対象範囲は、別表3 に定めるとおりとする。	

別表2

附帯事務費の率

	附帯事務費	充当率	備考
附帯事務費の率	0.4%以内	1/2以内	

別表3

附帯事務費の使途基準

57 /\	th
区分	内 容
給料	非常勤職員(フルタイム)に対する給与
報酬	非常勤職員(パートタイム)に対する報酬及び委員手当
職員手当等	給料又は報酬が支弁される者に対する扶養手当、調整手当、住居 手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、 へき地手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び 児童手当
旅費	普通旅費 (設計審査、検査等のため必要な旅費)
	日額旅費(官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査 又は検査のための管内出張旅費) 委員等旅費(委員に対する旅費)
 共済費	給料が支弁される者に対する地方公務員共済組合負担金及び報酬が
	支弁される者に対する社会保険料
報償費	謝金
需用費	消耗品費(各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費) 燃料費(自動車等の燃料費)
	食糧費(当該事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等)
	印刷製本費(図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費)
	修繕費(庁用器具類の修繕費)
役務費	通信運搬費 (郵便料、電信電話料及び運搬費等)
使用料及び賃借料	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
備品購入費 委託料	当該事業実施に直接必要な機械器具等購入費

注:人件費(給料及び賃金等)の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)により行うものとする。

別記1 融資主体支援タイプ

第1 事業の実施

1 事業の実施方針

本事業は、地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、事業実施主体が支援計画を作成し、4に掲げる成果目標の達成に向けて実施する助成事業に対して支援するものとする。

2 事業実施地区

- (1)事業実施地区は、原則として地域計画が策定されている地域(事業実施年度内に 策定が確実であると事業実施主体が認める地域を含む。以下同じ。)と一致させる ものとする。なお、支援計画において定める目標の実現のために必要な場合であって、 担い手への農地の集積・集約化に資する場合には、複数の地域計画が策定されている 地域を併せて事業実施地区とすることができるものとする。
- (2)地域計画を策定していない地域にあっては、実質化された人・農地プラン(農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知)附則(令和5年4月1日付け4経営第3216号)5の規定によりなお従前の例によるものとされる「人・農地プランの具体的な進め方について」(令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知。以下「進め方通知」という。)2(1)の実質化された人・農地プランをいい、同通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン及び同通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含む。以下同じ。)が作成されている地域(事業実施年度内に作成が確実であると事業実施主体が認める地域を含む。以下同じ。)を事業実施地区とすることができるものとする。なお、支援計画において定める目標の実現のために必要な場合であって、担い手への農地の集積・集約化に資する場合には、複数の地域計画又は実質化された人・農地プランが策定されている地域を併せて事業実施地区とすることができるものとする。
- (3)地域計画及び実質化された人・農地プランを作成していない地域にあっては、農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「中間管理事業法」という。)第4条の規定による指定を受けた法人をいう。以下同じ。)から賃借権等の設定等(中間管理事業法第18条第1項に規定する賃借権の設定等及び基盤強化法第7条の規定により農地中間管理機構が行う農地売買等事業による権利の設定等をいう。以下同じ。)を受けた者(設定等を受けることが確定している者を含む。)が営農する範囲を本事業における事業実施地区とすることができるものとする。
- (4) (2) 又は(3) の場合、「地域計画の策定に取り組む地区の工程表」の作成について(令和4年9月22日付け4経営第1531号農林水産省経営局経営政策課長通知。以下「工程表通知」という。)に基づき作成した工程表(以下「工程表」という。)により令和6年度末までに地域計画が策定されることが明らかとなっているものとする。

3 事業内容

(1) 融資主体型補助事業

ア 地域計画等

2の(1)又は(2)を事業実施地区とする場合、事業実施主体は、5の(2)に規定する支援計画の提出までに、事業実施地区における地域計画又は実質化された人・農地プランが、基盤強化法第19条第8項、工程表通知又は進め方通知に

基づき、支援計画の作成までに公表されている又は事業実施年度内に公表される見 込みがあることを確認するものとする。

イ 助成対象者

事業実施主体は、以下に掲げる者を対象として助成を行うことができるものとする。ただし、新規就農者(事業実施年度に就農する者又は就農後5年度以内の者をいう。以下同じ。)にあっては、認定農業者又は認定就農者に限るものとする。

- (ア) 地域計画のうち目標地図に位置付けられた者(認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいい、事業実施年度内に目標地図に位置付けられることが確実であると事業実施主体が認める者を含む。)
- (イ) 認定農業者、認定就農者などの実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体(事業実施年度内に中心経営体に位置付けられることが確実であると事業実施主体が認める者を含む。以下同じ。) (2の(2)に該当する場合に限る。)
- (ウ) 地域における継続的な農地利用を図る者として事業実施主体が認める者 (2の (2) に該当する場合に限る。)

ただし、以下の事項を含む判断基準を事業実施主体が設定しており、その基準 に適合する者であること。

- a 農業者又は農業者の組織する団体にあっては、10年後の農業経営の継続意向 (経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等)及び地域が目指すべき将来の 集約化に重点を置いた農地利用の姿の作成に向けた話合い等への参加の意思が 明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出していること。
- b 農業支援サービス事業体にあっては、次の要件を満たすものであること。
- (a) 10 年後の農作業受託の継続意向(受託規模、受託作業等)が明確になっていること。
- (b) 法人であること。
- (c) 農用地で行われる農作業を受託するものであり、農作業の受託料金が明確であること。
- (d) 農作業の受託が可能な体制(機械、人材)が整備されていること。
- (エ) 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けた者(2の(3)に該当する場合に限る。)
- ウ 助成対象となる事業内容等
- (ア) 助成の対象となる事業内容は、助成対象者が自らの経営において使用するため に行う次に掲げる取組であって当該取組の実施に要する経費について、融資を 受けるものであることとする。
 - a 農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始又は改善に必要な機械等の 取得、改良、補強又は修繕
 - b 農地等の造成、改良又は復旧
- (イ) (ア) の事業内容は、個々の事業内容ごとに、次に掲げる基準を満たすもの とする。
 - a 単年度で完了すること。
 - b 事業費が整備内容ごとに 50 万円以上であること。

事業の対象となる機械等(中古資材等を活用して整備する施設を含む。以下同じ。)が中古機械等である場合には、事業費が50万円以上であり、かつ、事業実施主体が適正と認める価格で取得されるものであること。

c 原則として、事業の対象となる機械等は、法定耐用年数がおおむね5年以上 20年以下のものであること。

ただし、事業の対象となる機械等が中古機械等である場合には、上記に加え、 中古資産耐用年数が2年以上のものであること(法定耐用年数を経過したもの については、販売店等による2年間以上の保証があるものに限る。)。

- d 原則として、運搬用トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、GPSガイダンスシステム等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。ただし、以下に掲げる場合には、この限りではない。
 - (a) フォークリフト、ショベルローダー、バックホー及びGPSガイダンスシステム(農業用機械に設置するものに限る。) 等の機械については、以下の要件をすべて満たすものであること。
 - i 農産物の生産等に係る作業に使用する期間内において他用途に利用されないものであること。
 - ii 農業経営において真に必要であること。
 - iii 導入後の適正利用が確認できるものであること。
 - (b) 環境衛生施設(トイレ等)、ほ場観測施設、中継拠点施設(農機具格納庫等)等の施設については、(a)のiからiiiまでの要件に加え、ほ場又はほ場の近接地に設置するものであること。
- (c) 運搬用トラックのうち農業用機械を運搬する積載車については、(a) の i からiiiまでの要件に加え、荷台がスライドする等により大型の農業用機械 を安全に積載・運搬する機能を有するものであること。
- e 導入等を予定している機械等が、経営体の成果目標の達成に直結するものであり、かつ、既存の機械等の代替として、同種、同能力等のものを再度整備 (いわゆる更新) するものではないこと。
- f 本事業以外の国の補助事業及び国の補助事業により導入経費等の支援が 行われる事業等の対象として導入等するものでないこと (融資に関する利子の 助成措置を除く。)。
- g 事業実施主体が作成する支援計画の提出以前に助成対象者自ら又は本事業 以外の補助事業を活用して着工若しくは着工を予定し、又は整備の完了した 機械等を本事業に切り替えて整備するものでないこと。
- h (ア)のaのうち修繕については、天災又は自己の責に帰さない事由による 火災等により被害を受けた機械等の修復を行うものであること。
- i 助成対象者が過去に本事業(dの(c)に規定する積載車の導入及び別記2被災農業者支援タイプを除く。)及び担い手確保・経営強化支援事業(以下「本事業等」という。)により機械等を整備した場合には、過去に行った本事業等において設定した成果目標の項目(以下「過去目標項目」という。)の達成(目標年度(目標年度までに(担い手確保・経営強化支援事業の場合は目標年度に)成果目標を達成していること又は目標年度の翌年度以降に成果目標をおおむね達成していること。)が評価報告書等により確認できること。

ただし、目標年度の翌年度以降であって、新たに実施する機械等の導入等により、過去目標項目の目標値を上回る成果を上げることが確実であると認められる場合は、この限りではない。

j 導入等を予定している機械等について、園芸施設共済、農機具共済、民間 事業者が提供する保険又は施工・販売業者等による保証等の加入等、気象災害 等による被災に備えた措置がされるものであること。なお、その加入等の期間は、被覆期間中、稼働期間中又は災害の発生が想定される時季に限定せず、通年で加入等することとし、また、当該機械等の処分制限期間において加入等が継続されるものとする。

- k 導入等を予定している機械等の施工業者等が、「農業分野におけるAI・ データに関する契約ガイドライン」(令和2年3月農林水産省策定。以下 「GL」という。)で対象として扱うデータ等を取得する場合は、そのデータ 等の保管について取り決めた契約がGLに準拠していること。
- 1 導入等を予定している機械等が、トラクター、コンバイン又は田植機である場合には、位置情報及び作業時間に関するデータ(以下「農機データ」という。)を当該機械メーカー以外のシステムでも利用できるよう、当該機械メーカーがAPI(Application Programming Interface:複数のアプリケーション等を接続(連携)するために必要な仕組み)を自社のウェブサイトや農業データ連携基盤等で公開し、農機データを連携できる環境を令和4年度末までに整備する見込みであること。

ただし、当該機械メーカーが農機データを取得するシステムを備えた製品を 製造していない場合及び導入等を予定している機械でなければ成果目標を達成 できないと事業実施主体が認める場合を除く。

- m 助成対象者が飼養衛生管理基準(家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)別表第二)の対象家畜のうち、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する者であり、かつ、導入等を予定している機械等が、家畜の増頭又は農場の規模拡大に資するものである場合には、県による飼養衛生管理基準順守状況の確認が行われていること。
- エ プロジェクト融資の対象となる資金は、次に掲げる機関が貸付けを行う資金及び 法律又は地方公共団体の条例等に基づき貸付けを行う資金とする。
 - (ア)農業協同組合
 - (イ) 農業協同組合連合会
 - (ウ)農林中央金庫
 - (工) 株式会社日本政策金融公庫
 - (才) 沖縄振興開発金融公庫
 - (カ) 株式会社商工組合中央金庫
 - (キ) 独立行政法人奄美群島振興開発基金
 - (ク)銀行
 - (ケ) 信用金庫
 - (コ) 信用協同組合
 - (サ) 都道府県(ただし、都道府県が実施主体となる場合を除く。)
- (2) 追加的信用供与補助事業
 - ア助成対象者

事業実施主体は、プロジェクト融資について次に掲げる内容を満たす保証制度を確立する基金協会を対象として助成を行うことができる。なお、事業実施主体は、作成する支援計画に追加的信用供与補助事業に係る助成計画が含まれる場合にあっては、基金協会に当該支援計画の写しを送付するものとする。

(ア) プロジェクト融資について、原則として融資対象物件以外の担保及び同一経営 の範囲内の保証人以外の保証人のない保証を行うものとし、当該保証に係る 被保証者ごとの保証限度額を次の水準に設定すること。

- a 認定農業者に貸し付けられるもの 個人3,600万円(法人にあっては7,200万円)
- 協定農業者以外の者に貸し付けられるもの個人3,000万円(法人又は任意団体にあっては6,000万円)
- (イ)融資機関(農業信用保証保険法(昭和36年法律第204号。以下「保証保険法」という。)第2条第2項に掲げる融資機関に限る。)が行う保証保険法第8条第1項第1号及び第2号に掲げる資金の融資を広く保証対象とすること。
- (ウ) プロジェクト融資に係る保証を行う場合には独立行政法人農林漁業信用基金 (以下「信用基金」という。) の保険に付すること。
- (エ) 基金協会と融資機関との間において締結する債務保証契約において、毎年度、 基金協会の負担に係る追加的信用供与の求償権償却額の 10%に相当する金額を 融資機関が基金協会に拠出する旨を定めること。

イ 助成金の使途等

- (ア) 基金協会は、事業実施主体から助成を受けた助成金について、当該基金協会の 区域内のプロジェクト融資に係る債務の保証のための基金として、保証保険法 第9条各号に定める方法により管理しなければならないものとする。
- (イ)基金協会は、(ア)の助成金を本事業以外の事業等の経費と区分して管理 しなければならないものとする。ただし、地域担い手経営基盤強化総合対策実験 事業における追加的信用供与事業、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業に おける追加的信用供与事業、経営体育成交付金における追加的信用供与補助事業 及び担い手確保・経営強化支援事業における追加的信用供与補助事業(以下 「過去に実施した追加的信用供与補助事業」という。)については、この限り でない。
- (ウ) 基金協会は、(ア) の助成金について、当該基金協会の区域内の保証付きプロジェクト融資を対象として、次に掲げる経費に充てることができるものとする。 なお、過去に実施した追加的信用供与補助事業により交付された助成金等の精算が終了していない場合は、当該事業に係る融資を対象に加えることができるものとする。
 - a 保証付きプロジェクト融資の保証債務の弁済
 - b 保証付きプロジェクト融資に係る求償権の償却に伴う費用への補てん
- (エ) 基金協会は、(ウ) において、保証保険法第11条に基づく経理区分ごとに管理 する(ア) の助成金を当該経費の帰属する経理区分に振り替えることができる ものとする。

4 成果目標

- (1) 本事業の成果目標は、地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けた経営改善の取組に関する目標とし、国実施要綱別表6-1又は別表6-2に掲げる目標項目に関して事業実施地区内の全ての助成対象者が目標水準に沿って設定するものとし、国実施要綱別表6-1又は別表6-2の目標項目ごとの当該目標を設定した助成対象者の数を当該事業実施地区の成果目標とする。
- (2) 本事業の成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

5 実施手続

(1) 支援計画の作成

事業実施主体は、次の事項のほか、国実施要綱別表2に規定する項目を含めた支援 計画を作成するものとし、支援計画の作成に当たっては、当該市町村における各種 農業振興に関する計画等との整合に留意するとともに、関係機関等との調整を行う ものとする。その際の支援計画の作成は、助成対象者の配分基準表に基づくポイント化、成果目標に係る現状及び目標年度までの各年度の目標の設定並びに導入等する機械等の規模決定の根拠等について、客観的な資料により確認の上、国実施要綱別紙様式1号の1及び2のIにより行うものとする。

ア 事業実施地区の成果目標

- イ 整備計画
- ウ その他必要な事項
- (2) 支援計画の承認手続等
 - ア 事業実施主体は、(1)で作成した支援計画の成果目標の妥当性について、融資 主体支援計画成果目標妥当性協議申請書(県実施要領第1号様式)に支援計画 その他必要な資料を添付して知事に協議し、その承認を受けるものとする。
 - イ 知事は、アにより提出を受けた支援計画について、国実施要綱別記のIに定める 要件のほか、国実施要綱別表2の支援計画に記載すべき項目の欄に規定する留意点 等をすべて満たす場合に当該支援計画の承認を行うものとする。

(3) 事業の着工

- ア 助成対象者は、事業に着工(機械等の発注を含む。以下同じ。)する場合は、原則として事業実施主体からの助成金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情が認められるときは、事業実施主体である市町村が定める交付規則等(以下「市町村交付規則等」という。)における交付決定前着工に関する規定に基づき、助成対象者から事業実施主体に交付決定前着工届が提出されている場合に限り、交付決定前に着工することができるものとする。この場合、事業実施主体は、交付決定前着工届の写しを知事に提出するものとする。
- イ 助成対象者は、アの事業の着工に当たっては、中古機械等を含め、自ら一般競争 入札又は農業資材比較サービス(AGMIRU「アグミル」)の活用等による複数 の業者からの見積もり徴取等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。 また、このことについて、事業実施主体は助成対象者に周知・指導等を行うもの とする。
- ウ 事業実施主体は、助成対象者がアにより交付決定前に着工する場合は、事業の 内容が的確となり、かつ、助成金の交付が確実となってから着工するよう指導する ものとする。

また、この場合、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失費用は助成対象者自らの責任となることを了知させるものとする。

なお、事業実施主体は、助成対象者が交付決定前に着工した場合には、交付申請 書の備考欄に着工年月日及び交付決定前着工届の日付及び文書番号を記載するもの とする。

- エ 事業実施主体は、助成対象者がアにより交付決定前に着工する場合は、事前に その理由を十分検討して必要最小限にとどめるよう助成対象者を指導するほか、 着工後においても必要な指導を十分に行うことにより事業が適正に行われるように するものとする。
- オ 事業実施主体は、助成対象者が本事業に着工した場合には、着工届を提出させる ものとする。ただし、アの交付決定前着工届を提出している場合は、この限りでな い。なお、着工届の提出は、事業の着工を確認できる書類(契約書、工事工程表等 の写し)の提出に代えることができるものとする。
- カ 知事は、事業実施主体に助言・指導を行うことにより、適正な事業の執行が

図られるよう努めるものとする。

6 支援計画の重要な変更

支援計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、5の手続に準じて行うものとする。 なお、これに該当しない変更に当たっては、事業の実施状況、社会・経済情勢の変化 等を勘案し、適切に行うものとする。また、知事は、これらを掌握して適切に助言・ 指導等を行うよう努めるものとする。

- (1) 成果目標の変更
- (2) 地域提案の事業内容の変更

7 事業の完了

- (1) 本事業は、原則として5の(2) により承認を受けた年度において事業を完了する ものとする。
- (2) 事業実施主体は、助成対象者が事業を完了した場合には、しゅん工届を提出させるものとする。

この場合、事業実施主体は当該しゅん工届に基づく出来高の確認を行い、不適正な事態がある場合は、助成対象者に手直し等の措置を指示し、事業の適性を期すものとする。

なお、しゅん工届の提出は、事業の完了を確認できる書類(納品書、工事完成引渡 書等の写し)の提出に代えることができるものとする。

8 導入等した機械等の管理運営等

事業実施主体は、助成対象者に対し、導入等した機械等を、常に良好な状態で管理し、 故障・不具合があった場合は必要に応じて修繕、改築・再取得等を行い、その導入等 目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するよう指導するものとする。

(1) 管理方法

- ア 事業実施主体は、助成対象者が整備した機械等について、助成金の交付目的に 沿った適正な管理を行わせるため、耐用年数(新品の場合には法定耐用年数(減価 償却資産の耐用年数に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)第1条第1項に 規定する耐用年数をいう。以下同じ。)、中古機械又は中古施設(以下「中古機械 等」という。)の場合には同省令第3条による耐用年数(以下「中古資産耐用年数」 という。)。以下同じ。)に相当する期間に準じて処分制限期間を設定させるもの とする。
- イ 事業実施主体は、助成対象者に対し、機械等の管理状況を明確にするため財産 管理台帳を備え置かせるものとする。
- ウ 事業実施主体は、助成対象者に対し、機械等の管理運営状況を明らかにし、その 効率的運用を図るため、管理運営日誌又は利用簿等を適宜作成し、整備及び保存 させるものとする。
- エ 事業実施主体は、助成対象者がウで作成した施設等の管理運営日誌又は利用簿等を各年度に少なくとも一度提出させるなど、機械等の管理状況を定期的に把握し、必要に応じて助成対象者に指導を行うなど、適正な管理運営等が行われるようにするものとする。

なお、過去に他の補助事業により導入等した機械等についても、同様に適切な 管理運営等が行われるように努めるものとする。

(2) 財産処分の手続

事業実施主体は、助成対象者が導入等した機械等について、(1)のアで設定した 処分制限期間内に、当該助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し 付け、又は担保に供しようとするときは、補助金適正化法第22条に準じた財産処分 として、市町村交付規則等に基づき、財産処分の申請を行わせ、事業実施主体の承認 を受けさせるものとする。また、事業実施主体は、財産処分を承認しようとするとき は、あらかじめ知事の承認を受けてから承認を行わなければならない。

(3) 災害の報告

事業実施主体は、助成対象者が導入等した機械等について、処分制限期間内に天災 その他の災害により被害を受けたときは、直ちに助成対象者に報告させ、必要に応じ て、(2)の財産処分の手続の要否その他の必要な手続を指導するものとする。

(4) 増築等に伴う手続

事業実施主体は、助成対象者が導入等した機械等の移転若しくは更新又は生産能力、 利用規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を 当該機械等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ助成対象者に報告させ、必要 に応じて、(2)の財産処分の手続の要否その他の必要な手続を指導するものとする。

第2 事業実施状況の報告等

1 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度までの間における成果目標の達成状況について、助成対象者から成果目標の達成状況の報告を受け、当該成果目標に係る実績を客観的な資料により確認した上で、毎年度、当該年度における事業実施状況報告書(国実施要綱別紙様式4号の1)により翌年度7月末までに第1の5に準じて知事に報告するものとする。

なお、事業実施状況報告書の作成に当たっては、国実施要綱別表5に定める項目を 含めて作成するものとする。

2 事業実施主体は、以下のいずれかに該当する場合であって、やむを得ないものと認められる場合は、成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとし、第3の対策の評価に当たっても同様とする。

なお、成果目標の変更等の手続は、成果目標の変更等の理由を付記した国実施要綱別紙様式第5号に定める様式に準じて作成した報告書を添付の上、別記1第1の6の支援計画の重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

- (1) 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合
- (2) 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合
- 3 知事は、1による報告を受けた場合には、その内容について点検し、成果目標の達成が困難と判断した場合等は、事業実施主体に対して国実施要綱別紙様式5号に定める改善計画(以下、「改善計画」という。)を提出させるなど、適切な改善措置を講ずるものとする。

点検の結果、事業実施年度の必須目標及び目標年度の前年度の必須目標の達成状況がいずれも80%未満である助成対象者並びに目標年度の必須目標の達成状況が80%未満である助成対象者については、必須目標の確実な達成を図るため、支援機関(農業経営・就農支援体制推進事業実施要綱(令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知)別記1の第2の3の経営サポート活動等を行う拠点その他の関係機関をいう。以下同じ。)に登録されている中小企業診断士、税理士、経営コンサルタント等の専門家などを活用して、重点的な指導を行うものとする。

また、当該年度における成果目標の達成状況が50%未満である事業実施主体に対しては、重点的に助言・指導を行うものとする。

4 知事は、1による報告のほか、必要があると認めるときは、事業実施主体に対し、 事業実施状況等について報告を求めることができるものとする。

第3 対策の評価

1 事業実施主体は、助成対象者から成果目標の達成状況の報告を受け、当該成果目標に係る実績を客観的な資料により確認した上で、支援計画の目標年度の翌年度において、支援計画に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、その達成状況を評価報告書(国実施要綱別紙様式4号の1)により翌年度7月末までに第1の5に準じて知事に報告するものとする。

なお、事業実施状況報告書の作成に当たっては、国実施要綱別表5に定める項目を 含めて作成するものとする。

- 2 知事は、1の報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、支援計画に定められた 目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていないときその他必要と判断したとき は、事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な改善措置を講ずるととも に、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。
- 3 事業実施主体及び知事は、原則として事業評価を行った年度又は評価結果を取り まとめた年度に、その結果を公表するものとする。

第4 関係書類の整備

事業実施主体及び助成対象者は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間、次に掲げる関係書類等を整備及び保存しておくものとする。ただし、本事業により取得し、 又は効用の増加した財産で、第1の8の(1)で設定した処分制限期間を経過しない場合においては、6の管理関係書類を整備及び保存するものとする。

なお、電磁的記録により作成、整備及び保存が可能なものは、電磁的記録によることができるものとし、この場合、紙媒体での保存等は不要とする。

1 計画書関係

(助成対象者の場合)

- (1)配分基準表に基づくポイント化の根拠となる資料
- (2) 成果目標に係る現状及び事業実施年度から目標年度までの各年度の目標の設定に 関する資料
- (3)機械等の規模決定の根拠となる資料
- (4) 成果目標に係る実績の根拠となる資料
- (5)事業実施主体が認める者の判断基準に適合することを証する資料(第1の3の(1)のイの(ウ)の地域における継続的な農地利用を図る者である場合に限る。)

(事業実施主体の場合)

- (1) 事業実施主体が認める者の判断基準及び当該判断基準に適合することを証する資料 (第1の3の(1)のイの(ウ)の地域における継続的な農地利用を図る者が存する 場合に限る。)
- (2) 配分基準表及び地区配分基準表に基づくポイント化の根拠を確認した資料
- (3) 助成対象者の成果目標に係る現状及び事業実施年度から目標年度までの各年度の目標の設定根拠を確認した資料
- (4) 助成対象者が導入等した機械等の規模決定の根拠を確認した資料
- (5) 助成対象者の成果目標に係る実績の根拠を確認した資料
- (6) 支援計画の根拠となる資料
- (7) 国実施要綱第6の事業実施状況の報告等及び国実施要綱第7の対策の評価の根拠と なる資料
- 2 予算関係書類
- (1) 予算書及び決算書

- (2) 分(負) 坦金賦課明細書
- (3) 代行施工によることの理由書(代行施工による場合に限る。)
- (4) その他
- 3 工事施工関係書類

(直営施工の場合)

- (1) 実施設計書及び出来高設計書
- (2) 工事材料検収簿及び同受払簿
- (3) 賃金台帳及び労務者出面簿
- (4) 工事日誌及び現場写真
- (5) その他

(請負施行、委託施行及び代行施行の場合)

- (1) 実施設計書及び出来高設計書
- (2)入札てん末書
- (3) 請負契約書
- (4) 工事完了届及び現場写真
- (5) その他
- 4 経理関係書類
- (1) 金銭出納簿
- (2) 分(負) 坦金徵収台帳
- (3) 証拠書類(見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用証書等)
- (4) その他
- 5 往復文書

交付申請から実績報告に至るまでの申請書類並びに交付決定に当たっての書類及び 設計書等

- 6 管理関係書類
- (1) 管理規程又は利用規程
- (2) 財産管理台帳
- (3) 管理運営日誌又は利用簿等
- (4) その他

第5 留意事項及びフォローアップ等

1 本事業の実施に当たって、事業実施主体は、助成対象者が虚偽の申請をしたことが 判明した場合には、知事にその旨を報告するとともに、当該助成対象者に対し補助金の 全額を返還させるなど適切な措置を講ずるものとする。

なお、その際に事業実施主体は、知事と必要な調整を行うものとし、指導・助言を 受けるものとする。

- 2 事業実施主体は、支援計画に位置付けられた助成対象者の経営状況の把握に努め、 支援機関及び基金協会等との連携により、助成対象者の生産の効率化に向けた取組に 対するフォローアップに努めるものとする。
- 3 事業実施主体は、農業共済組合と連携し、助成対象者に対し、経営の安定を図るため、 農業共済その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すものとする。
- 4 県及び事業実施主体は、事業担当部局と農業共済担当部局との連携を強化し、農業共済組合と協力して、本事業により整備した共済加入対象施設について、園芸施設共済の加入の促進を図るものとする。
- 5 事業実施主体は、助成対象者に対し、経営の継続が図られるよう、農林水産省が公表

している自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト(以下「チェックリスト」という。)を活用することなどによる農業版事業継続計画(Business Continuity Plan:BCP)の策定を推進するものとする。

- 6 事業実施主体は、融資主体支援タイプの助成対象者に対し、みどりのチェックシート (国実施要綱別紙様式6号)による自己点検を行うよう指導するものとする。
- 7 事業実施主体は、本対策以外の、地域計画のうち目標地図に位置付けられた者等の育成・ 確保及び農地の集積・集約化等に関する各種施策の積極的な活用に努めるものとする。
- 8 事業実施主体は、助成対象者における農作業安全対策の取組促進や意識向上を図るため、農作業安全に向けた取組の強化に努めるものとする。

第6 県の助成措置等

- 1 県は、事業実施前に本事業に対する要望の把握に努めるとともに、要望合計額が 国からの配分予定額を上回る場合には、国実施要綱別記のIの第2の2に従って算定 された配分基準ポイントの高い地区から順に配分するものとし、配分基準ポイントが 同一の場合には、以下の順序で配分先を決定するものとする。
- (1) 付加価値額の拡大にかかるポイントの合計が高い地区を上位とする。
- (2) (1) のポイントが同一の場合は、経営面積の拡大にかかるポイントの合計が高い地区を上位とする。
- (3) (2) のポイントが同一の場合は、基盤強化法第18条第1項に規定する協議がより 活発に行われていると認められる地区を上位とする。
- 2 県は、県予算の範囲内において、融資主体支援タイプで第1の3の(1)のウの(イ)のdの(c)に規定する積載車を導入するのに必要な経費に限り負担することができる。ただし、要望額が県予算額を上回る場合には、以下により配分先を決定するものとする。
- (1) 付加価値額の拡大にかかるポイントの合計が高い地区を上位とする。
- (2) (1) のポイントが同一の場合は、経営面積の拡大にかかるポイントの合計が高い地区を上位とする。
- (3) (2) のポイントが同一の場合は、支援計画の作成までに、全国農業共済組合連合会が実施する収入保険に加入している助成対象者数がより多い地区を上位とする。
- (4) (3) に該当する助成対象者数が同一の場合は、基盤強化法第18条第1項に規定する協議がより活発に行われていると認められる地区を上位とする。

〇年度融資主体支援計画成果目標妥当性協議申請書

番 号 年 月 日

千葉県知事

様

市 町 村 長

千葉県経営体育成支援事業実施要領(平成25年4月15日担い手第350号)別記1の第1の5の(2)のアの規定により、下記地区における成果目標等について関係書類を添えて協議します。

記

タイプ	市町村名	地区名
融資主体支援タイプ 先進的農業経営確立支援 タイプ		

(注1)	関係書類と	こして、	以下の)書類を添	付す	るこ	ے کے

- □支援計画(国実施要綱別紙様式1号の1及び2のI)
- □計画位置図
- □地域計画(地域計画に関する資料を含む)
- □対象経営体が法人、特定農業団体、集落営農組織その他任意団体の場合は、当該 団体の定款、規約、構成員の状況及びその他経営状況が分かる資料
- □市町村が定める本補助金の交付に関する規程又は要綱等
- □知事が必要と認める資料
- (注2) タイプ欄には、該当するタイプ名を記載すること。

別記2 被災農業者支援タイプ

第1 事業の実施等

1 事業の実施方針

本事業は、事業実施主体が、被災支援計画を作成し、3に掲げる成果目標の達成に 向けて実施する助成事業に対して支援するものとする。

2 事業内容

(1)融資等活用型補助事業

ア 助成対象者

事業実施主体は、気象災害等による農業被害を受けた農業者又は当該農業者が組織する団体であって、農産物の生産に必要な機械等について、気象災害等による農業被害を受けた旨の証明を市町村長から受けた者を対象として助成を行うことができるものとする。

また、営農施設等の補強の取組にあっては、上記のほか、別記1の第1の2に規定する事業実施地区要件を満たした同3の(1)のイを満たす者を対象として助成を行うことができるものとする。

イ 助成対象となる事業内容等

- (ア) 助成の対象となる事業内容は、助成対象者が自らの経営のために行う次に掲げるものであって、別途経営局長及び知事が対象となる気象災害等ごとに定める内容に沿ったものとする。
 - a 農産物の生産に必要な施設の修繕又は気象災害等による農業被害前の当該 施設と同程度の施設の取得
 - b 農産物の生産に必要な施設を修繕するために必要な資材の購入
 - c a と一体的に修繕し、又は取得する附帯施設の整備
 - d 農産物の生産に必要な農業用機械(耐用年数を経過したもの及び修繕により 利用できるものを除く。)及び附帯施設(修繕により利用できるものを除く。) の気象災害等による農業被害前と同程度の農業用機械及び附帯施設の取得
 - e 気象災害等により被害を受けた営農施設等の補強
- (イ) (ア) の a から e までの事業内容は個々の事業内容ごとに次に掲げる基準を満たすほか、本事業に要する経費についてプロジェクト融資を受け、又は地方公共団体による予算の上乗せ措置(地方公共団体単独事業を含む。)による支援(以下「地方の支援措置」という。)を受けているものとする。
 - a 事業実施年度内に完了する取組であること。
 - b 本事業以外の国の補助事業及び国の補助事業により導入経費等の支援が行われる事業等の対象として実施するものでないこと(融資に関する利子の助成措置を除く)。
 - c 運搬用トラック、パソコン等農業経営の用途以外の用途に容易に供される ような汎用性の高いものではないこと。
 - d 事業の対象となる機械等が中古である場合には、中古資産耐用年数が2年以上のもの(法定耐用年数を経過したものについては、販売店等による2年間以上の保証があるものに限る。)であり、事業実施主体が適正と認める価格で取得されるものであること。
 - e 修繕又は取得(以下「復旧」という。)する機械等について、園芸施設共済、 農機具共済、民間事業者が提供する保険又は施工・販売業者等による保証等の 加入等、再度の気象災害等による被災に備えた措置がされるものであること。 なお、その加入等の期間は、被覆期間中、稼働期間中又は災害の発生が想定

される時季に限定せず、通年で加入等することとし、また、当該機械等の処分制限期間において加入等が継続されるものとする。

- f 復旧しようとする機械等の施工業者等が、GLで対象として扱うデータ等を 取得する場合は、そのデータ等の保管について取り決めた契約がGLに準拠 していること。
- g 復旧しようとする機械等が、トラクター、コンバイン又は田植機である場合には、農機データを当該機械メーカー以外のシステムでも利用できるよう、当該機械メーカーがAPIを自社のウェブサイトや農業データ連携基盤等で公開し、農機データを連携できる環境を令和4年度末までに整備していること。 ただし、当該機械メーカーが農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していない場合を除く。
- h 農業用機械の取得にあっては、地域において農業経営の改善を図るための 取組に係る目標を設定していること。
- i 上記 a から h までのほか、(ア)の e の取組を行う場合は、次に掲げる基準を 満たすものであること。
 - (a) 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること。
 - (b) 当該取組が経営体の国実施要綱別表 6-1 の成果目標の達成に直結するものであること。
 - (c) 助成対象者が過去に本事業等により営農施設等を整備している場合には、 過去目標項目に係る成果目標の達成を見込んだ水準の目標を新たに設定する こと。
- (ウ) プロジェクト融資の対象となる資金は、次に掲げる機関が貸付けを行う資金 又は法律若しくは地方公共団体の条例等に基づき貸付けを行う資金とする。
 - a 農業協同組合
 - b 農業協同組合連合会
 - c 農林中央金庫
 - d 株式会社日本政策金融公庫
 - e 沖縄振興開発金融公庫
 - f 株式会社商工組合中央金庫
 - g 独立行政法人奄美群島振興開発基金
 - h 銀行
 - i 信用金庫
 - j 信用協同組合
 - k 都道府県
 - 1 市町村
- (2) 追加的信用供与補助事業
 - ア 助成対象者

事業実施主体は、プロジェクト融資について次に掲げる内容を満たす保証制度を確立する基金協会を対象として助成を行うことができる。なお、事業実施主体は作成する被災支援計画に追加的信用供与補助事業に係る助成計画が含まれる場合にあっては、基金協会に当該被災支援計画の写しを送付するものとする。

- (ア) プロジェクト融資について、原則として融資対象物件以外の担保及び同一経営 の範囲内の保証人以外の保証人のない保証を行うものとし、当該保証に係る 被保証者ごとの保証限度額を次の水準に設定すること。
 - a 認定農業者に貸し付けられるもの 個人3,600万円(法人にあっては7,200万円)

- b 認定農業者以外の者に貸し付けられるもの 個人3,000万円(法人又は任意団体にあっては6,000万円)
- (イ)融資機関(保証保険法第2条第2項に掲げる融資機関に限る。)が行う保証 保険法第8条第1項第1号及び第2号に掲げる資金の融資を広く保証対象とする こと。
- (ウ) プロジェクト融資に係る保証を行う場合には信用基金の保険に付すること。
- (エ) 基金協会と融資機関との間において締結する債務保証契約において、毎年度、 基金協会の負担に係る追加的信用供与の求償権償却額の 10%に相当する金額を 融資機関が基金協会に拠出する旨を定めること。

イ 助成金の使途等

- (ア) 基金協会は、事業実施主体から助成を受けた助成金について、当該基金協会の 区域内のプロジェクト融資に係る債務の保証のための基金として、保証保険法 第9条各号に定める方法により管理しなければならないものとする。
- (イ) 基金協会は、(ア) の助成金を本事業以外の事業等の経費と区分して管理 しなければならないものとする。ただし、過去に実施した追加的信用供与補助 事業については、この限りでない。
- (ウ) 基金協会は、(ア) の助成金について、当該基金協会の区域内の保証付きプロジェクト融資を対象として、次に掲げる経費に充てることができるものとする。なお、過去に実施した追加的信用供与補助事業により交付された助成金等の精算が終了していない場合は、当該事業に係る融資を対象に加えることができるものとする。
 - a 保証付きプロジェクト融資の保証債務の弁済
 - b 保証付きプロジェクト融資に係る求償権の償却に伴う費用への補てん
- (エ) 基金協会は、(ウ) において、保証保険法第11条に基づく経理区分ごとに管理 する(ア) の助成金を当該経費の帰属する経理区分に振り替えることができる ものとする。

3 成果目標

- (1)本事業の成果目標は、被災農業者の農業経営の維持とする。 ただし、営農施設等の補強の取組における成果目標の規定に当たっては、 別記1の第1の4を準用するものとする。
- (2) 本事業の成果目標の目標年度は、事業実施年度とする。

ただし、2の(1)のイの(ア)のdに規定する取組に伴い設定する農業経営の改善を図るための取組に係る成果目標については、事業実施年度からその翌々年度までのいずれかの年度を目標年度とする。

4 実施手続

(1)被災支援計画の作成

事業実施主体は、次の事項のほか、国実施要綱別表2の規定に従い被災支援計画を作成するものとし、被災支援計画の作成に当たっては、関係機関等との調整を行うものとする。その際の被災支援計画の作成は、国実施要綱別紙様式1号の1及び2の1により行うものとする。

- ア 被災の状況と復興方針
- イ 成果目標
- ウ 実施計画
- エ その他必要な事項
- (2)被災支援計画の承認等
 - ア 事業実施主体は、被災支援計画の成果目標の妥当性について、被災農業者経営

支援計画成果目標妥当性協議申請書(県実施要領第2号様式)に(1)で作成した被災支援計画その他必要な資料を添付して知事に提出し、その承認を受けるものとする。

イ 知事は、アにより提出を受けた被災支援計画について、国実施要綱別記のⅡに 定める要件のほか、国実施要綱別表2の支援計画に記載すべき項目の欄に規定 する留意点等をすべて満たす場合に当該被災支援計画の承認を行うものとする。

(3) 事業の着工

- ア 助成対象者は、事業に着工する場合は、原則として事業実施主体からの補助金等の交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情によるときは、市町村交付規則等における交付決定前着工に関する規定に基づき、助成対象者から事業実施主体に交付決定前着工届が提出されている場合に限り、交付決定前に着工することができるものとする。この場合、事業実施主体は、交付決定前着工届の写しを知事に提出するものとする。なお、被災支援計画の作成前に着工したものにあっては、この限りでない。
- イ 助成対象者は、アの事業の着工に当たっては、中古機械等を含め、自ら一般 競争入札又は農業資材比較サービス(AGMIRU「アグミル」)の活用等に よる複数の業者からの見積もり徴取等により、事業費の低減に向けた取組を行う ものとする。また、このことについて、事業実施主体は、助成対象者に対し周知・ 指導等を行うものとする。

ただし、被災支援計画の作成までに実施したものは、この限りではないが、 別途経営局長が定めた災害対策の実施に係る日以降は、事業実施主体は、自ら 入札又は見積もり合わせを行うなどにより、事業費の低減に向けた取組を行う よう助成対象者に対し周知・指導するものとする。

なお、知事は、必要に応じ事業実施主体に助言等を行うものとする。

ウ 事業実施主体は、助成対象者がアにより交付決定前に着工する場合は、事業の 内容が的確となり、かつ、助成金の交付が確実となってから着工するよう指導 するものとする。

また、この場合、交付決定までのあらゆる損失費用は助成対象者自らの責任となることを了知させるものとする。

なお、事業実施主体は、助成対象者が交付決定前に着工した場合には、交付申請書の備考欄に着工年月日及び交付決定前着工届の日付及び文書番号(アの被災支援計画の作成前に着工した場合にあっては、着工年月日)を記載するものとする。

- エ 事業実施主体は、助成対象者がアにより交付決定前に着工する場合は、事前に その理由を十分検討して必要最小限にとどめるよう助成対象者を指導するほか、 着工後においても必要な指導を十分に行うことにより事業が適正に行われるよう にするものとする。また、知事は事業実施主体が助成対象者に対し、(2)のア の被災支援計画の作成時点で着工させる場合は、被災支援計画の作成後において 必要な指導を十分に行うことにより事業が適正に行われるようにするもの とする。
- オ 事業実施主体は、助成対象者が本事業に着工した場合には、着工届を提出させるものとする。ただし、アの交付決定前着工届を提出し、又は被災支援計画の作成前に着工した場合にあっては、この限りでない。なお、着工届の提出は、事業の着工を確認できる書類(契約書、工事工程表等の写し)の提出に代える

ことができるものとする。

5 被災支援計画の重要な変更

被災支援計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、4の手続に準じて行うものと する。

(1) 事業の中止

6 事業の完了

- (1) 本事業は、原則として4の(2) により承認を受けた年度において事業を完了するものとする。
- (2) 事業実施主体は、助成対象者が事業を完了した場合には、しゅん工届を提出 させるものとする。

この場合、事業実施主体は当該しゅん工届出に基づく出来高の確認を行い、不適正な事態がある場合は、助成対象者に手直し等の措置を指示し、事業の適正を期すものとする。

なお、しゅん工届の提出は、事業の完了を確認できる書類(納品書、工事完成 引渡書等の写し)の提出に代えることができるものとする。

7 復旧した施設等の管理運営等

事業実施主体等は、助成対象者に対し、復旧した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築・再取得等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するよう指導するものとする。

(1) 管理方法

- ア 事業実施主体は、助成対象者に対し、復旧した施設等について、助成金の交付 目的に沿った適正な管理を行わせるため、耐用年数に相当する期間に準じて処分 制限期間を設定させるものとする。
- イ 事業実施主体は、助成対象者に対し、施設等の管理状況を明確にするため、 財産管理台帳を備え置かせるものとする。
- ウ 事業実施主体等は、助成対象者に対し、施設等の管理運営状況を明らかにし、 その効率的運用を図るため、管理運営日誌又は利用簿等を適宜作成し、整備及び 保存させるものとする。
- エ 事業実施主体は、助成対象者がウで作成した施設等の管理運営日誌又は利用 簿等を各年度に少なくとも一度提出させるなど、施設等の管理状況を定期的に 把握し、必要に応じて助成対象者に指導を行うなど、適正な管理運営等が行われ るようにするものとする。

(2) 財産処分の手続

事業実施主体は、助成対象者が復旧した施設等について、(1)のアで設定した処分制限期間内に、当該助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助金適正化法第22条に準じた財産処分として、市町村交付規則等に基づき財産処分の申請を行わせ、事業実施主体の承認を受けさせるものとする。また、事業実施主体は、当該申請の内容を承認しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けてから承認を行わなければならない。

(3) 災害の報告

事業実施主体は、助成対象者が復旧した施設等について、処分制限期間内に天災 その他の災害により被害を受けたときは、直ちに助成対象者に報告させ、必要に 応じて、(2)の財産処分の手続の要否その他の必要な手続を指導するものとする。

(4) 増築等に伴う手続

事業実施主体は、助成対象者が復旧した施設等の移転若しくは更新又は生産能力、

利用規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を 当該施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ助成対象者に報告させ、 必要に応じて、(2)の財産処分の手続の要否その他の必要な手続を指導するもの とする。

第2 対策の評価

1 事業実施主体は、被災支援計画の目標年度の翌年度において、被災支援計画に定められた成果目標等の達成状況について自ら評価を行い、その達成状況を評価報告書 (国実施要綱別紙様式4号の1)により翌年度の7月末までに別記2の第1の4に 準じて知事に報告するものとする。

なお、営農施設等の補強の取組に伴い成果目標を設定した場合においては、国実施 要綱別表5の1 (融資主体支援タイプ実施状況報告及び評価報告)の1から4までの 規定を準用するものとし、別記1の第2及び第3に準じて知事に報告するものとする。

2 知事は、1による報告を受けた場合には、その内容について点検評価し、被災支援 計画で定められた成果目標の達成が困難と判断した場合等は、事業実施主体に対して 改善計画を提出させるなど、適切な改善措置を講ずるとともに、当該成果目標が達成 されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。

特に点検の結果、事業実施年度の必須目標及び目標年度の前年度の必須目標の達成 状況がいずれも 80%未満である助成対象者並びに目標年度の必須目標の達成状況が 80%未満である助成対象者については、必須目標の確実な達成を図るため、農業経営 相談所等の支援機関に登録されている中小企業診断士、税理士、経営コンサルタント等 の専門家などを活用して、重点的な指導を行うものとする。

また、当該年度における成果目標の達成状況が50%未満である事業実施主体に対しては、関係部局と連携を密にしながら、重点的に助言・指導を行うものとする。

- 3 知事は、1による報告のほか、必要があると認めるときは、事業実施主体に対し、 事業実施状況等について報告を求めることができるものとする。
- 4 事業実施主体及び知事は、原則として事業評価を行った年度又は評価結果を取りまとめた年度に、その結果を公表するものとする。

第3 関係書類の整備

事業実施主体及び助成対象者は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間、次に掲げる関係書類等を整備及び保存しておくものとする。ただし、本事業により取得し、又は効用の増加した財産で、第1の7の(1)で設定した処分制限期間を経過しない場合においては、6の管理関係書類を整備及び保存するものとする。

なお、電磁的記録により作成、整備及び保存が可能なものは、電磁的記録による ことができるものとし、この場合、紙媒体での保存等は不要とする。

1 計画書関係

(助成対象者の場合)

- (1) 配分基準表に基づくポイント化の根拠となる資料
- (2) 成果目標に係る現状及び事業実施年度から目標年度までの各年度の目標の設定に 関する資料
- (3)機械等の規模決定の根拠となる資料
- (4) 成果目標に係る実績の根拠となる資料
- (5) 事業実施主体が認める者の判断基準に適合することを証する資料(別記1の第1の3の(1)のイの(ウ)の地域における継続的な農地利用を図る者である場合に限る。)

(事業実施主体の場合)

- (1)事業実施主体が認める者の判断基準及び当該判断基準に適合することを証する 資料(別記1の第1の3の(1)のイの(ウ)の地域における継続的な農地利用を 図る者が存する場合に限る。)
- (2) 配分基準表及び地区配分基準表に基づくポイント化の根拠を確認した資料
- (3) 助成対象者の成果目標に係る現状及び事業実施年度から目標年度までの各年度の目標の設定根拠を確認した資料
- (4) 助成対象者が導入等した機械等の規模決定の根拠を確認した資料
- (5) 助成対象者の成果目標に係る実績の根拠を確認した資料
- (6)被災支援計画の根拠となる資料
- (7) 国実施要綱第6の事業実施状況の報告等及び国実施要綱第7の対策の評価の根拠 となる資料
- 2 予算関係書類
- (1)予算書及び決算書
- (2) 分(負) 坦金賦課明細書
- (3) 代行施工によることの理由書(代行施工による場合に限る。)
- (4) その他
- 3 工事施工関係書類

(直営施工の場合)

- (1) 実施設計書及び出来高設計書
- (2) 工事材料検収簿及び同受払簿
- (3) 賃金台帳及び労務者出面簿
- (4) 工事日誌及び現場写真
- (5) その他

(請負施行、委託施行及び代行施行の場合)

- (1) 実施設計書及び出来高設計書
- (2)入札てん末書
- (3) 請負契約書
- (4) 工事完了届及び現場写真
- (5) その他
- 4 経理関係書類
- (1) 金銭出納簿
- (2) 分(負) 坦金徴収台帳
- (3) 証拠書類(見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用証書等)
- (4) その他
- 5 往復文書

交付申請から実績報告に至るまでの申請書類並びに交付決定に当たっての書類及び 設計書等

- 6 管理関係書類
- (1)管理規程又は利用規程
- (2) 財産管理台帳
- (3) 管理運営日誌又は利用簿等
- (4) その他

第4 留意事項及びフォローアップ等

- 1 本事業の実施に当たって、事業実施主体は、助成対象者が虚偽の申請をしたことが 判明した場合には、知事にその旨を報告するとともに、当該助成対象者に対し補助金の 全額を返還させるなど適切な措置を講ずるものとする。
 - なお、その際に事業実施主体は、知事と必要な調整を行うものとし、指導・助言を 受けるものとする。
- 2 事業実施主体は、各支援計画に位置付けられた助成対象者の経営状況の把握に努め、 支援機関及び基金協会等との連携により、助成対象者の気象災害による農業被害からの 復旧等に向けた取組に対するフォローアップに努めるものとする。
- 3 事業実施主体は、農業共済組合と連携し、助成対象者に対し、経営の安定を図るため、 農業共済その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すものとする。
- 4 県及び事業実施主体は、事業担当部局と農業共済担当部局との連携を強化し、農業 共済組合と協力して、本事業により整備した共済加入対象施設について、園芸施設共済 の加入の促進を図るものとする。
- 5 事業実施主体は、近隣市町村と連携し、市町村域を超えて活動する経営体が円滑に 本事業を活用できるよう配慮するものとする。
- 6 事業実施主体は、助成対象者に対し、経営の継続が図られるよう、農林水産省が公表している自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト(以下「チェックリスト」という。)を活用することなどによる農業版事業継続計画(Business Continuity Plan:BCP)の策定を推進するものとする。
- 7 事業実施主体は、融資主体支援タイプの助成対象者に対し、みどりのチェックシート (国実施要綱別紙様式6号)による自己点検を行うよう指導するものとする。
- 8 事業実施主体は、本対策以外の、地域計画のうち目標地図に位置付けられた者等の 育成・確保及び農地の集積・集約化等に関する各種施策の積極的な活用に努めるもの とする。
- 9 事業実施主体は、助成対象者における農作業安全対策の取組促進や意識向上を図るため、農作業安全に向けた取組の強化に努めるものとする。

〇年度被災農業者経営支援計画成果目標妥当性協議申請書

番 号 年 月 日

千葉県知事

□知事が必要と認める資料

様

○○市(町村)長

千葉県経営体育成支援事業実施要領(平成25年4月15日担い手第350号通知)別記2の第1の4の(2)のアの規定により、成果目標等について関係書類を添えて協議する。

(注) 関係書類として、以下の書類を添付すること。
□被災支援計画(国実施要綱別紙様式1号の1及び2のⅠ)
□助成対象者に係る被災証明
□計画位置図
□市町村が定める本補助金の交付に関する規程又は要綱等
□対象経営体が法人、特定農業団体、集落営農組織、その他任意団体の場合は、当該
団体の定款、規約、構成員の状況及びその他経営状況が分かる資料
□助成対象者がプロジェクト融資を受けない場合は誓約書(県実施要領第3号様式)
及び役員等名簿(県実施要領第4号様式)

誓 約 書

年 月 日

千葉県知事

様

住 所 (法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人その他の団体にあっては名称及び代表者の氏名)

(EII)

補助金の交付を申請した事業を行う者(法人その他の団体にあっては、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。))が千葉県担い手確保・経営強化支援事業補助金等交付要綱第3条各号のいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、補助金等の交付申請をするに当たり、上記内容に該当しないことを確認するため、 千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

注意事項

- ※ 本人が自署で作成する場合、押印は原則不要とする。
- ※ 本人の自署とする場合は、本人確認書類の写しを添付すること。

(県実施要領様式第4号)

役 員 等 名 簿

番号	商号又は名称(半カナ)	商号又は名称(漢字)	氏名(半カナ)	氏名(漢字)	土 元号 MTSH	年月年	性別 (M·F)	住 所	職名
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

現在における(私・当法人(団体))の役員等名簿に相違ありません。

年 月 日

注意事項

住所 (法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地)

・本人が自署で作成する場合、押印は原則不要とする。

氏名 (法人その他の団体にあっては名称及び代表者の氏名)

・本人の自署とする場合は、本人確認書類の写しを添付すること。

役員等名簿には、補助を受けようとする事業を行う者が

- 個人である場合は本人を記載すること。
- ・法人その他の団体である場合は、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。)を記載すること。

ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件補助金の申請に関する権限又は補助事業の執行に関する契約を締結する権限を 委任されている者を除き省略することができる。 (EII)